

# 監査報告書

平成 29 年 5 月 17 日

## 監事監査報告書

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター

理事長 澄川 耕二 様

監 事 西村 浩太郎



監 事 渡会 祐二



私たち監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「法人」という）の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度における業務及び会計について監査をいたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

私たち監事は、監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な文書を閲覧しました。また、期末時には財務諸表及び決算報告書につき検討を加えました。

理事長及び副理事長と法人間の利益相反取引、理事等（非常勤の者を除く）の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて理事長等からの報告を求め、当該事項の状況を調査しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表等（利益の処分に関する書類（案）を除く）が、地方独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令等に適合しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 理事等の業務遂行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、理事長及び副理事長と法人間の利益相反取引、理事等（非常勤の者を除く）の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても義務違反は認められません。